

令和6年5月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和6年5月23日（木） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦
	委員	古山美穂

・説明者	教育監兼生涯学習部長	田中直明
	学校教育部長	藤田晃治
	学校教育部理事	黒木悟
	学校教育課長	伊藤圭
	生涯学習課長	中原昌成
	次世代育成課長	竹中博
	文化財・世界遺産室長	南口修二
	こども保育課長	吉井裕子
	食育・給食課第1・2学校 給食センター所長	上村良史
	陵南の森公民館長	義永敬一
	学校教育課長補佐	新見豊和

・事務局	教育政策課長	寺元麻子
	教育政策課長補佐	尼丁香奈

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 報告第2号

羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について

- 日程第 4 議案第 2 号
令和 7 年度使用中学校教科用図書採択関係日程について
- 日程第 5 議案第 3 号
令和 7 年度使用中学校教科用図書採択に係る諮問について
- 日程第 6 議案第 4 号
令和 7 年度使用中学校教科用図書採択に係る選定委員会
委員及び調査員の任免について
- 日程第 7 議案第 5 号
(仮称) 第 3 こども園基本設計の策定について
- 日程第 8 報告第 3 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免につ
いて
- 日程第 9 議案第 6 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免につ
いて
- 日程第 10 議案第 7 号
羽曳野市社会教育委員の任免について
- 日程第 11 報告第 4 号
羽曳野市立児童館運営委員会の委員の任免について
- 日程第 12 議案第 8 号
羽曳野市文化財保護審議会委員の任免について
- 日程第 13 議案第 9 号
羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免につ
いて
- 日程第 14 報告第 5 号
令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 15 号）（教育
委員会関係）について

日程第 15 議案第 10 号
令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号、第 2 号）
（教育委員会関係）（案）について

日程第 16 議案第 11 号
後援名義の使用許可について

日程第 17 報告第 6 号
後援名義の使用許可について

日程第 18 その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 4 月 25 日に、近畿都市教育長協議会総会が行われました。
- (2) 4 月 26 日に、第 4 回教育改革審議会が行われました。
- (3) 5 月 5 日に、羽曳野市民フェスティバルが行われました。
- (4) 5 月 14 日に、災害対策トレーニングが行われました。

日程第 3 報告第 2 号

羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について

- 陵南の森公民館長から、資料に基づき羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について説明と報告がありました。

《陵南の森公民館長》

羽曳野市立公民館運営審議会委員における、本審議会委員の任免を教育長専決しましたので、報告いたします。

本審議会委員は羽曳野市公民館条例第 10 条第 2 項第 1 項に基づき社会教育関係者から選出を行っており、陵南の森公民館グループ連絡協議会からは、役員 2 名の選出を受けております。

令和 6 年 4 月 14 日に役員交代の決定結果を受けまして、委員の任期に空白期間が生じないように、同日付で 2 名の解嘱を行い、前任者の残任期間について 2 名の委嘱を行ったものです。任免者、任免期間は記載のとおりです。

審議会委員名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

日程第4 議案第2号

令和7年度使用中学校教科用図書採択関係日程について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和7年度使用中学校教科用図書採択関係日程について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

趣旨としましては、文部科学省通知及び府教育委員会通知の内容に基づき、義務教育諸学校における令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択事務を進めることについて承認を得ようとするものです。

では内容についてご説明いたします。

まずは資料1の文部科学省通知「公正確保の徹底等について」をご覧ください。2ページにありますように、市教育委員会は採択権者としての判断と責任のもと、公正確保の徹底に万全を期すよう強く要望されています。この通知ではそのほかに、選定委員会委員や調査員の選任条件である「採択に直接の利害関係を有しないこと」等や、4ページからは教科書見本の取扱いについて、10ページからは採択方法の改善について等、重要な内容が示されています。各項目の内容につきましては十分にご確認をお願いいたします。

次に、資料2の文部科学省通知をご覧ください。こちらは採択事務処理についてですが、採択事務全般、留意事項、見本等について続きまして6ページからは教科書展示会及び教科書センターについて記載されています。こちらの内容に関する本市の状況についてですが、ここで資料5の日程表を横に置きながらご確認いただきたいと思います。教科書展示会は法定・法定外を合わせまして、6月10日から7月5日までを設定しております。場所はL I Cはびきの2階にある教育研究所に教科書センターを設けており、保護者や地域住民等及び一般教職員に対しても教科書見本を自由に閲覧できるようにしております。

次に、資料3の大阪府教育委員会通知をご覧ください。こちらの別添資料では、採択の基本事項が示されています。資料4の1ページ目の項目1「採択の基準について」(2)のアでは、「採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること」と強調されておりますことをご確認ください。また、本市は単独採択地区となりますので項目2の(2)の内容に拠りまして、選定委員会を設置し、アからコの各要領によって運営することとされています。本市の選定委員会規則及び採択方式の図式は、資料0に示しております。

さて、資料5で提示している本市の予定ですが、各資料の通知内容等に基づきまして、選定委員会を組織するとともに調査員を委嘱し、採択に関する調査研究を進めて参らねばなりません。先ほどご提示しました羽曳野市選定委員会規則に則りまして、選定委員会委員及び調査員を委嘱し、調査・審議の結果を答申してもらい、本教育委員会議において採択するという流れになります。なお、

調査研究をする対象は、資料５の裏面に見本本一覧表として記載しております。本日このあと諮問していただく選定委員会の第１回は本日５月２３日、調査責任者及び調査員への説明を５月２９日に実施させていただき、各種目に分かれた調査員による調査研究が開始となります。調査研究は約１か月の期間をとり、各種目全出版社の選定資料の作成を７月上旬頃までに行います。全選定資料の完成を待って、第２回選定委員会を７月１０日に行い、調査及び審議をしていただき、その結果について種目ごとに、７月１８日の第３回選定委員会において答申としてまとめることになります。この答申や研究会・学校よりの意見具申及び一般市民よりのアンケートを参考に、７月２５日に予定しています教育委員会におきまして、採択をいたします。府への報告期限は８月３１日までとなっております。

教育委員の皆さまには、選定委員会議の答申等を踏まえ、採択権者としての判断と責任において採択をおこなっていただくこととなります。以上、このような日程で調査研究・選定等の採択事務を進めてよろしいかのご承認をいただきたいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

《古山委員》

昨年は小学校で採択がありましたが、小学校と中学校での進め方に違いはありますか。

《教育長》

ないです。

教育委員で都合のつく方が傍聴していただくのは、７月１０日の第２回選定委員会ということですね。

また、昨日開催された大阪府都市教育委員会でも、教科書の中にあるＱＲコードの中身についてもしっかりと審議していかなければならないとの話がありました。大阪府からの説明会はもう行われたのですか。

《学校教育課長補佐》

大阪府の説明会は既に行われています。

昨年度の小学校教科用図書の採択において、ＱＲコードの中身の審議も実施しておりますので、中学校についても同様に実施する予定です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第５ 議案第３号

令和７年度使用中学校教科用図書採択に係る諮問について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和7年度使用中学校教科用図書採択に係る諮問について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

趣旨としましては、選定委員会に対して、本採択に係る調査・審議を行い、その結果の答申を求めることについて承認を得ようとするものです。

資料6にご提示しておりますが、選定委員会に対する諮問につきまして、諮問文（案）のとおりでいかがなものかご審議のうえご承認いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

《教育長》

議案第4号につきましては、中学校教科用図書の選定委員会委員及び調査委員を選任する議案でございます。そのため、議案第4号を公開した場合、教科用図書の選定・調査に支障をきたす恐れがありますので、羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし。

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第4号は、秘密会といたします。

日程第6 議案第4号

令和7年度使用中学校教科用図書採択に係る選定委員会委員及び調査員の任免について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和7年度使用中学校教科用図書採択に係る選定委員会委員及び調査員の任免について説明があり承認を求めました。

日程第7 議案第5号

（仮称）第3こども園基本設計の策定について

- こども保育課長から、資料に基づき（仮称）第3こども園基本設計の策定に

について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

令和8年4月に開園予定の（仮称）第3こども園について、昨年度策定しました基本計画に基づく基本設計を策定しましたのでご報告いたします。

基本計画では、基本コンセプトや配置計画、大まかなイメージ図をお示ししていましたが具体的な配置などが確定しました。

配置については、基本計画の配置計画のとおり、園舎はL型で北東側に配置し、保育室はおおむね南向きに配置しています。外観は周囲の街並みに配慮し、圧迫感を与えないよう、いくつかのパーツに分割し、構築しており、積み木を積んだようなイメージとなっています。色彩は、落ち着いた色合いで、ところどころに木目調を取り入れています。アクセントカラーには、伝統的な和の色を使用し、史跡の多い羽曳野市にふさわしい色彩として選定しました。

現在は、この基本設計を元に実施設計を進めています。その後、約1年3ヶ月間の工事期間を経まして、令和8年4月の開園を目指します。

なお、本基本設計は6月号広報とあわせて、市のウェブサイトへ掲載し、市民の皆さまへお示しします。

また、当園の統合対象園である、古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園、下開保育園の保護者には、個別に通知する予定です。

《新熊委員》

図面の上の方に記されている公園は、こども園専用の公園となるのですか。

《こども保育課長》

（仮称）第3こども園の開発は、公園も含んだものとなっておりますので、図面上には記載されていますが、こちらの公園は地域の公園ですので、こども園専用というわけではありません。

普段の保育時には、こども園の中にある園庭を使用しますが、公園とこども園の行き来ができるようになっていきますので、この公園を活用することも可能だとは考えております。

《教育長》

公園とこども園を隔てるフェンスの高さはわかりますか。

防犯上、ある程度の高さがないといけないと思いますので、可能であるなら、できるだけ高くしてほしいと思います。

また、公園の駐車場についても、フェンスが設置されるかどうかは未定ですか。

《こども保育課長》

公園とこども園を隔てるフェンスについては、防犯面をふまえて決めることと

します。なお、公園の駐車場のフェンスについては、現時点では未定です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 8 報告第 3 号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

- 学校給食センター所長から、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について説明と報告がありました。

《学校給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会の委員のうち4月1日付け人事異動等に伴う後任の委員について報告します。

委員につきましては、2枚目の名簿の通りとなっております。今年度は4名の方が新任となります。新任の方として4番の方は羽曳野市校長会から、7番の方は羽曳野市教頭会から、12番の方は有限会社はびきのエル・エスからの推薦となっています。なお9番の方については4月1日付人事異動に伴うものです。

日程第 9 議案第 6 号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

- 学校給食センター所長から、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《学校給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会の委員のうち市立小学校等のPTA代表の任期が本年5月31日をもって満了となります。

つきましては、新任の委員を令和6年6月1日から令和7年5月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員につきましては、2枚目の名簿の通りとなっております。5番、6番の方が新任です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 10 議案第 7 号

羽曳野市社会教育委員の任免について

- 生涯学習課長から、資料に基づき羽曳野市社会教育委員の任免について説明があり承認を求めました。

《生涯学習課長》

羽曳野市社会教育委員条例第 2 条に基づき、羽曳野市社会教育委員の任免を行うため、承認を得るものです。

羽曳野市社会教育委員の任期は 2 年となっており、令和 6 年 5 月 31 日をもって満了となります。このため、令和 6 年 6 月 1 日以降について本委員会委員 8 名の再任及び新任をしようとするものです。

委員一覧につきましては、別紙のとおりとなり、1 番及び 4 番の方が新規、それ以外の方が再任となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 11 報告第 4 号

羽曳野市立児童館運営委員会の委員の任免について

- 次世代育成課長から、資料に基づき羽曳野市立児童館運営委員会の委員の任免について説明と報告がありました。

《次世代育成課長》

羽曳野市立児童館運営委員会委員に欠員が生じたため、委員の任期に空白期間が生じることがないように「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 2 条に基づき、本委員の解嘱委嘱を教育長専決にて行いましたので、同規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものです。

翠鳥園北町会の会長が交代したことにより、委嘱する新たな委員の任期は、羽曳野市立児童館条例施行規則第 9 条第 2 項に基づき前任者の残任期間となります。なお、ローレルコート子ども会に会長に関しましては、子どもの減少による白鳥小学校区の子ども会の弱体化により、選出することができなかったため、1 名減の 7 名となります。

《古山委員》

新たな委員の任期が、前任者の残任期間となるのはわかるのですが、会長職も引き継ぐのですか。副会長や他の委員が会長にはならないのですか。

《教育長》

翠鳥園北町会の会長が歴代の会長を務めているのですか。

《次世代育成課長》

会長職は、他の町会も含めて交代しています。

《教育監兼生涯学習部長》

輪番となっているため、2年間はその町会の会長が羽曳野市立児童館運営会の会長を務めることとなります。

《多田委員》

今回1名減とのことですが、問題はないのですか。

《次世代育成課長》

条例においては、10名以内と規定されていますので、問題はないと考えます。

日程第12 議案第8号

羽曳野市文化財保護審議会委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき羽曳野市文化財保護審議会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室長》

本市の文化財保護審議会委員の任期は2年となっており、令和6年5月31日をもって満了を迎えます。これに伴い、令和6年6月1日以降について本委員会委員7名の再任をしようとするものです。

なお、構成案につきましては、別紙のとおりです。

《教育長》

全委員が継続されるということですね。

《文化財・世界遺産室長》

継続して審議している案件がありますので、全委員の再任をしようとするものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 13 議案第 9 号

羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室長》

令和 6 年 4 月の教育委員会議において了承いただきました、羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会規則が令和 6 年 4 月 10 日付で制定されました。

これに伴い、羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員について任免の手続きを行いたいと考えています。

なお、構成案につきましては、別紙のとおり学識経験者 4 名、地域関係者 1 名、併せて 5 名としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 14 報告第 5 号

令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 15 号）（教育委員会関係）について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 15 号）（教育委員会関係）について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

3 月 28 日の 3 月議会終了後、市長が専決処分した補正予算について、6 月議会に報告するものです。

教育振興基金に係る予算について、基金運用利子の実収入額に合わせるため、歳入歳出それぞれの予算額に 3 万円を増額しました。また、もずふる応援寄附金の実収入額に合わせるため、歳入歳出それぞれの予算額から 7 万 2 千円を減額しました。

歳出のふるさと羽曳野まちづくり基金積立金は 66 万 2 千円増額しました。これは、木製はにわ保存のため令和 5 年度に実施しましたクラウドファンディングにおける未執行額を、ふるさと羽曳野まちづくり基金に積み立て、翌年度以降に執行を可能とするものです。

《多田委員》

ふるさと羽曳野まちづくり基金は、どのような使われ方をするのですか。

《文化財・世界遺産室長》

羽曳野市のまちづくりのために一般的に使用される、比較的裁量のある基金となります。

日程第 15 議案第 10 号

令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号、第 2 号）（教育委員会関係）（案）について

- 学校教育課長及び教育政策課長から、資料に基づき令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号、第 2 号）（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

補正予算第 1 号は小学校の水泳授業に關しての補正予算となります。

本市において、小学校では 5 校のプールが現在使用できない状況です。昨年度は、近隣のプールが利用できる小学校や中学校まで、徒歩又はバスを使用して利用していましたが、課題もありました。これらの課題を解決するため、今年度においては、プールが使用できない 5 校については、プール授業実施業者に委託し水泳授業を実施したいと考えております。

このため、6 月議会に水泳授業委託料として 2,965 万 6 千円、それに伴う交通誘導警備委託料として 39 万 6 千円を増額計上し、当初予算に車両借上料として計上していた 939 万 4 千円を減額しようとするものです。

具体的な実施方法としては、古市小学校と古市南小学校の 2 校は河南町総合保健福祉センター「かなんぴあ」の温水プールに、高鷲南小学校、高鷲北小学校と恵我之荘小学校の 3 校は美原総合スポーツセンターの温水プールの休館日を利用することで年間を通してプール授業を実施したいと考えております。

指導員については、約 20 人に対して 1 名を配置し、加えて巡回の監視員と引率の教員とで指導し見守っていくこととなります。

各学年、年間 4 回から 5 回を計画しており、入水の時間としては 1 回あたり 60 分となっております。

《教育政策課長》

補正予算第 2 号は、教育政策課の補正予算となります。

小学校校務員である会計年度任用職員 1 名から、令和 6 年度予算要求後に令和 6 年度は任用を希望しない旨の申し出がありました。現在、校務員は会計年度任用職員又はシルバー人材センターからの人材派遣にて実施しているため、当初予算に計上していた会計年度任用職員 1 名分を減額し、シルバー人材センター委託へと増額するものです。

なお、当該会計年度任用職員が辞められることをもって、全小学校がシルバー人材センターからの人材派遣される校務員となります。

補正額としては、会計年度任用職員に係る予算合計 317 万 1 千円を減額し、シルバー人材センター委託料 271 万を増額するものです。

《教育長》

全小学校の校務員は、会計年度任用職員ではなくなったとのことですが、中学校はどうか。

《教育政策課長》

中学校は 2 名の会計年度任用職員が勤務されています。

《多田委員》

補正予算第 1 号ですが、車両借上料はなぜ減額となるのですか。

《学校教育課長》

昨年度、近隣で利用できるプールが徒歩で行くには遠い 3 校に関しては、バスを利用しており、今年度と同額の 939 万 4 千円を支出しました。

今年度も当初は、昨年度と同様のプール授業をすることを想定しておりましたため、同額を予算計上しましたが、プール授業を委託することとなりましたので、委託料の中に車両借上料も含んでおりますため、減額することとなります。

《奥野委員》

水泳授業をする時期はいつになりますか。

《教育長》

6 月から翌年の 1 月までとなります。

恵我之荘小学校が 6 月 6 日から始まり、古市南小学校が、続いて、古市小学校と高鷲南小学校、最後に高鷲北小学校が始まることとなります。

市としては、プール授業を学年単位でまとめて実施することや学校単位でまとめること等、様々なパターンを提案した結果、6 月と 7 月が恵我之荘小学校と古市南小学校、9 月と 10 月が高鷲南小学校等、学校側としては学校単位で実施することが、最も望ましいとの判断がなされたものです。

また、夏以降にプール授業を実施する 3 校に関しては、コナミスポーツクラブが水の事故防止のための授業を実施することとなります。

併せて、教員に対してもコナミスポーツのインストラクターから水泳指導方法をレクチャーしてもらうことも予定しています。

今回使用する美原区と河南町のプールは、今は空いているときに使用することとなりますが、近い将来、近隣の市町村も、学校プールが使用できなくなる状

況が想定されるため、この事業を来年度も継続できるかどうかは、未定です。

《多田委員》

学校プールを使用する場合の水泳の授業数とは差がありますか。

《学校教育部理事》

天候が良い場合には9時間程度は授業がありますが、一方で委託となると、マンツーマンに近い形でプロフェッショナルのインストラクターからの指導が受けられると考えています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 16 議案第 11 号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についてについて説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

新規申請事業が3件となり、1件目と2件目は、子どもと保護者向けマネースクール事業となります。

1件目は、団体名は一般社団法人子どものしおり、事業名は「キッズマネースクール おみせやさんごっこ はたらくってなーに」、事業実施日は令和6年6月29日です。

事業内容、目的は、6歳から10歳くらいの子どもが、おみせやさんごっこを通じて「お金はありがたいと支援するもの」を学ぶマネー教室です。子どもが店長となりお金の仕組みを学習し、保護者にはマネースクールを実施する親子体験型の事業となります。

教育委員会の後援名義使用等を許可する要件を全て満たしていると考えております。また、収支予算書、チラシ等の資料を添付しておりますのでご参照の上、ご審議いただきますようお願いいたします。

2件目は、団体名はソニー生命保険株式会社大阪中央第1支社、事業名は「Kids マネーセミナー」、事業実施日は令和6年6月22日です。

事業目的は、小さな子供がいる家庭に親子で参加し、お金のことを学ぶことで地域貢献につなげるとのことです。

事業内容は、羽曳野市の3歳～小学校3年生向けにお仕事体験（お店屋さんごっこ）を通じてお金のことや働くことを知る体験型の学習会を実施することです。なお、案内チラシに記載がありますが、保護者向けミニセミナーも開

催されます。

教育委員会の後援名義使用等を許可する要件を全て満たしていると考えております。また、収支予算書、チラシ等の資料を添付しておりますのでご参照の上、ご審議いただきますようお願いいたします。

3件目は、団体名はこども防災協会、事業名は「こども防災&国際交流キャンプ」、事業実施日は令和6年6月14日となります。

事業目的は、「いつ」「どこで」「ひとりでいても」こどもが自分で自分のいのちを守るために、具体的に「判断」「行動」する力を育む。

事業内容は、対象は小学校1年生から6年生までで、近畿圏内での防災宿泊キャンプや防災オンライン授業を実施。具体的には子どもが「地震」や「火」など、テーマ別のキャンプを実施し、水や森を冒険しながらサバイバルしたり、留学生とゲームやクイズをしたりして、自然の面白さや危険を体験する。

なお、当該事業は令和4年度にも申請があり、6月期定例教育委員会議で審議した結果、羽曳野市、近隣市町村で活動実績等がないことにより、後援名義使用等を不許可として経緯がありますが、この度申請時においては、大阪府内多数の後援名義許可実績が確認されましたので教育委員会の後援名義使用等を許可する要件を全て満たしていると考えております。また、収支予算書、チラシ等の資料を添付しておりますのでご参照の上、ご審議いただきますようお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第17 報告第6号
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についてについて説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの3件の報告になります。

1件目は、専決処分日は5月13日、団体名は「公益社団法人 日本少年野球連盟 大阪中央支部 羽曳野ボーイズ」、事業名は「第30回日本少年野球 羽曳野大会 羽曳野市長杯・ダルビッシュ杯争奪」です。

2件名は、専決処分日は5月13日、団体名は「大阪府立近つ飛鳥博物館」、事業名は「近つ飛鳥博物館開館30周年記念・百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録5

周年記念「5周年！すごいねん！百舌鳥・古市古墳群！！！」です。

3件目は、専決処分日は5月22日、団体名は「大阪府生活協同組合連合会」、事業名は「おおさかまるごと健康チャレンジ」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です

日程第18 その他

- (1) 食育・給食課長から、中学校全員給食プロポーザルについて報告がありました。
- (2) 食育・給食課長から、給食センター地域説明会について報告がありました。
- (3) 食育・給食課長から、給食異物混入について報告がありました。
- (4) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。

教育長より、次回の6月定例教育委員会議を、6月27日（木）に予定すること通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時50分